厚生常任委員会記録

令和5年9月11日(月)於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時30分

〇出 席 委 員(7名)

 1番 須 藤 江利加 委員
 2番 工 藤 裕 介 委員
 3番 志 村 洋 子 委員

 9番 竹 浪
 敦 委員
 11番 坂 本 崇 委員
 18番 野 村 太 郎 委員

 22番 松 橋 武 史 委員

〇出 席 理 事 者(5名)

福 祉 部 長 秋 元 哲 障がい福祉課長 成 田 亜 弘 こども家庭課長 蒔 苗 元 市民生活部長 岩 崎 隆 環 境 課 長 菊 池 浩 行

〇出席事務局職員(2名)

次 長 堀 子 義 人 書 記 附 田 準 悦

【午前10時00分 開会】

--- \triangleleft \triangleright -

○委員長(坂本 崇委員) これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第66号 弘前市弥生荘条例等の一部を改正する条例案

〇委員長(坂本 崇委員) まず、議案第66号弘前市弥生荘条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(秋元 哲) 議案第66号弘前市弥生荘条例等の一部を改正する条例案について御説 明申し上げます。

資料に沿って御説明いたしますので、配付の資料1を御覧ください。

1、改正の趣旨・理由についてであります。

本条例案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法及び子ども・子育て支援法その他関係法令の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。 2、改正の内容を御覧ください。

改正内容といたしましては、1点目の弘前市弥生荘条例の一部改正及び2点目の弘前市弥生 学園条例の一部改正については、いずれも使用料に関する条項における引用法令の改正に伴う 字句等の整理であります。

3点目の弘前市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、会議の設置及び所掌事務に関する条項における引用法令の改正に伴う条項ずれの整理であります。

4点目の弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、利用開始に伴う基準や教育・保育の提供に伴う基準等に関する条項における引用法令の改正に伴う字句及び条項ずれの整理であります。

5点目の弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育の内容に関する条項における引用法令の改正に伴う字句の整理であります。

3、施行期日については、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、配付の資料2を御覧ください。

資料2は、各条例の改正内容の部分に関する新旧対照表であります。下線部分が改正箇所と なっておりますので御参照いただきたいと思います。

説明は以上となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(坂本 崇委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂本 崇委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(坂本 崇委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂本 崇委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第69号 自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

〇委員長(坂本 崇委員) 最後に、議案第69号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定 についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長(岩崎 隆) それでは、議案第69号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の 決定について御説明申し上げます。

本件に係る自動車事故は、令和5年4月19日午前11時35分頃、環境課技能技師・西沢康之運

転の油圧ショベルが弘前市埋立処分場内第2次第2区画において埋立作業中、後退しようとしたところ、後方確認が不十分であったため停車していた相手方車両の右前部に接触し、相手方車両が損傷したものであります。

和解の内容につきましては、市が相手方の損害に対する賠償金として198万5664円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して、今後、何らの請求をしないものであります。

なお、この損害賠償につきましては当市が加入する保険が適用され、公益社団法人全国市有物件災害共済会が全額支払うことになります。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の 決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13項の規定に基づき議会の議決を求める ものであります。

最後に、参考として自動車事故の概要等を配付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

- ○委員長(坂本 崇委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。
- ○1番(須藤江利加委員) 事前に頂いた資料を確認させていただいたのですけれども、やはりショベル、大きい車での事故ということで、今後の再発防止、もうこれ以上、事故が起こらないようにという対策などはあるのでしょうか、お願いします。
- ○環境課長(菊池浩行) 今後の再発防止ということでございます。

職員に対しては、作業を行う際は常に目視等により四方の安全を確認するよう日頃から注意 喚起をしてきておりましたけれども、今後はより一層、慎重に作業を行うよう指導いたしまし た。

また、計量箇所及び搬入箇所入り口に搬入車両へのお願いとして事故防止看板を設置し、注 意喚起を行います。

さらには、デジタル式の無線機を使用しまして、搬入作業の進入時に重機運転者へ連絡を行うなど再発防止に努めてまいります。

O22番(松橋武史委員) まず、このたびの事故の損害の割合というのかな、俗に言う、我々だと10対ゼロとか100対ゼロとかということを言っていますね。その事故は、トラックの車両には運転手が乗っていたのかどうかということと、エンジンがかかっていたのかどうかということの確認を、もう少しその辺も詳しく御説明いただきたいと思っております。

それと、弘前市がこの業者に払う総額が、198万5664円でいいのかな。この議案の説明資料を見ますと、修理代が143万8283円。その差額が補償費になると思うのですが、補償費についての説明が全くないわけでありまして、もしあなた方が保険会社もしくは業者から、これはこれだけの補償費が必要だということでの合算の金額であればその根拠、ペーパーがあれば委員に配付していただいて、説明をいただきたいと思います。

○環境課長(菊池浩行) まず1点目の、いわゆる割合ということでございますけれども、当市 に100%過失があるということで、いわゆる10対ゼロということでございます。

あともう1点、相手方の運転手は乗っていたか、エンジンはかかっていたかということでございます。相手方は作業のために進入してきて待機していたということで、運転手は乗っていてエンジンがかかっていたということでございます。

あと3点目、補償費の内訳ということかと思いますけれども、車両修繕額が143万8283円で、 休車損害費用が54万7381円ということで、休車損害費用というのが、いわゆる休んでいた分の 補償額ということになります。合わせて198万5664円ということでございます。

- O22番(松橋武史委員) 全く答えていただいていないのが、休車の補償についての内訳というか、その辺の説明を求めたわけでありまして、答弁漏れでありますのでしっかり答えていただいて、同時に、我々にその資料があるのであれば配付していただきたいというお願いもさせていただいております。これは理事者側から、委員長の許可を得て配付するなりしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○環境課長(菊池浩行) 大変失礼いたしました。内訳ということでございます。

まず、休車日数が17日、掛ける日額2万5793円で43万8481円、また傭車日数――ほかの運送会社へ依頼したという日数でございますが、それが3日掛ける3万6300円、イコールで10万8900円、合わせて54万7381円ということでございます。

なお、これをペーパーでということでございますので、後ほど資料を配付したいと思います。

- ○委員長(坂本 崇委員) その資料は、今すぐ配付できるものですか。
- ○環境課長(菊池浩行) コピーのお時間を頂ければ配付しますけれども。
- **〇委員長(坂本 崇委員)** それでは、暫時休憩して、準備のほうをお願いいたします。

【午前10時12分 休憩】

資料準備のため、休憩したところである。

【午前10時19分 開議】

○委員長(坂本 崇委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、資料を配付いたさせます。

〔資料配付〕

○環境課長(菊池浩行) 資料の印刷に時間を頂きまして、大変ありがとうございました。それでは、今配付した資料を簡単に御説明させていただきます。休車損害の内訳ということでございます。

まず、表の一番上、売上見込額というものが、令和5年1月から3月の実績によって日割りいたしますと、1日当たり4万3868円ということになります。

また、控除見込額というものもまた、1月から3月の稼働日数にて日割りをすると、1日当たり1万8075円ということになります。

表の三つ目でございますが、休車損害日額というのは、売上見込みから控除見込みを引いた、 4万3868円から1万8075円を引いた、1日当たり2万5793円ということになります。

休車日数でございますが、20日間ということになります。そのうち3日は傭車対応、先ほど言った、代車というか、よその会社ということで、ほかの運送会社へ依頼したというのが3日間ということでございます。3日間の傭車で10万8900円ということになります。

一番下でございますが、これら合計――休車損害日額に休車日数を掛けて、1日当たり2万5793円、これが17日間ですので43万8481円、あと庸車代3日分が10万8900円、これを合わせた54万7381円が、いわゆる休業補償ということでございます。

〇委員長(坂本 崇委員) 松橋委員、先ほどの質疑は答弁漏れに対する質疑でございましたので、もしあれば2回目ということで、御質疑ありませんか。

〇22番(松橋武史委員) 手元に、裏表でいうと10枚以上のA4の資料が渡って、すぐにそれを 熟読して質疑に入れと言われても、なかなか難しいわけでありますけれども。

まず、この54万7381円の示された根拠はこれで納得はいたします。この数字の出し方なのですが、これは事故に遭った、いわゆる被害者側が、いわゆる会社だけがこの数字をはじき出すことになっているのか。また、こういった事故になったときの、何というのかな、積算するための、誰がやっても同じ数字になるのだという……(「相見積りみたいなやつ」と呼ぶ者あり)だとかがあれば、この1者で済むことと想定されますが、こういった場合、自分の会社が損害を受けて、これだけの損害を受けたからこれだけ下さいということであると、やはり相見積りだとか、市が自前で積算した場合とのすり合わせというか、そういったものは必要になってくるのかなと思うのですが、これまでのケースでいうと、業者に言われたままの数字を役所が払っているというふうに思っております。

先般も、近年、雪置場においても、昨年だったかな、同様の事故がありました。そこでも運転手が乗っていて、大きな音で近づいてくるのに全く気がつかずにぶつかったということでありました。

再質疑になるわけでありますが、まずそちらの件から片づけます。待機する運転手は、ただ単にそこにいるのではなく、業者に対してのお願いができればと思うのですが、車に乗ってエンジンをかけてハンドルを握っている以上、私は、これは運転行為だと考えております。その際、何か大きな音を立てて近づいてくる物体があれば、それを知らせるためにクラクションがありますね。そういったものをしっかり、云々すれば、こういった近年の事故と今回の事故というのは防げたものというふうに私は考えております。

よって、弘前市だけが対策をするのではなく、業者にもしっかり、待機する場合、エンジンをかけてハンドルを握る場合はしっかりとした、安全確認の責任も業者にはあるのだということをしっかりと、今回の事故を受けて、全庁的にこれはお話をしていただいて、こういった、相手がある業者については、当課だけではなく土木課だとか、そういった形で大きく全庁的に取り上げていただきたいということの、一つお願いであります。

もう一つ、先ほど納得したというふうな話をしたのですが、休車日数が20日間で、これは掛ける日数になっているのかな。これが事故によって動かなかった車の補償で、自分の会社で用意ができなかった、いわゆる傭車は、補償費の総額から、この事故で利益が得られなかった、利益というのはもう受けているわけですよね。この利益から、仕事をするための傭車とすれば、この傭車代というのは補償費から出されるものではないかというふうに私は考えるのですが、それはどういう内訳でこういうふうになっているのか。また、この3日間の傭車がなければ23日間として数えられるのか、その辺をちょっと、細かく説明をいただきたいと思います。

- ○環境課長(菊池浩行) いわゆる休業した分というのが17日、あと傭車が3日ということで、 合わせて20日間分ということでございます。17日間と3日間を合わせて20日間分ということで ございます。
- **〇22番(松橋武史委員)** まず最初の問題をというふうな話をさせていただいて、全庁的な取組で、注意を促せないかという話をさせていただきましたが、それも、二つのお話をしたうちの一つ、最初の話がされておりません。それについて答弁を、答弁漏れでありますから、委員長から指摘の上、答弁をしていただきたいと思います。
- ○環境課長(菊池浩行) 答弁漏れ、大変失礼いたしました。

まず1点目、この額が妥当かどうかというお話かと思いますけれども、この修理費用、また

休車損害額を含めた賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会においても審査されておりまして、妥当であるという意見は伺っております。

二つ目、全庁的に、相手方の業者のほうにも注意喚起をするようにということでございましたので、この辺は相手方のほうにも気をつけていただくようにというようなお話はさしあげたいと思います。

O22番(松橋武史委員) 分かりました。

ぜひにも、こういった事故、相手側の注意があれば、私はこの二つの事故――今回の事故と前の事故も、運転手が乗っているのであれば防げた事故なのかなというのと同時に、止まっている車だとしても、待機する以上、そこに大きな車が近づいてくることは想定されるわけであります。

今回の10対ゼロという措置については、双方がよくて、また保険会社が間に入って10対ゼロということにしたかと思われますが、納得はするのですが、注意喚起をするということでありませんが、待機をする運転手にもそれなりの責任があるのだということを市からも強く話をしていただきいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(坂本 崇委員) ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂本 崇委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(坂本 崇委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂本 崇委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。 よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時30分 散会】